

【資料1】

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会について

【これまでの経緯】

平成27年4月3日 労働基準法等の一部を改正する法律案閣議決定

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、平成31年4月から中小企業への猶予措置を廃止。

平成27年5月11日 厚生労働省労働基準局長、国土交通省自動車局長通達

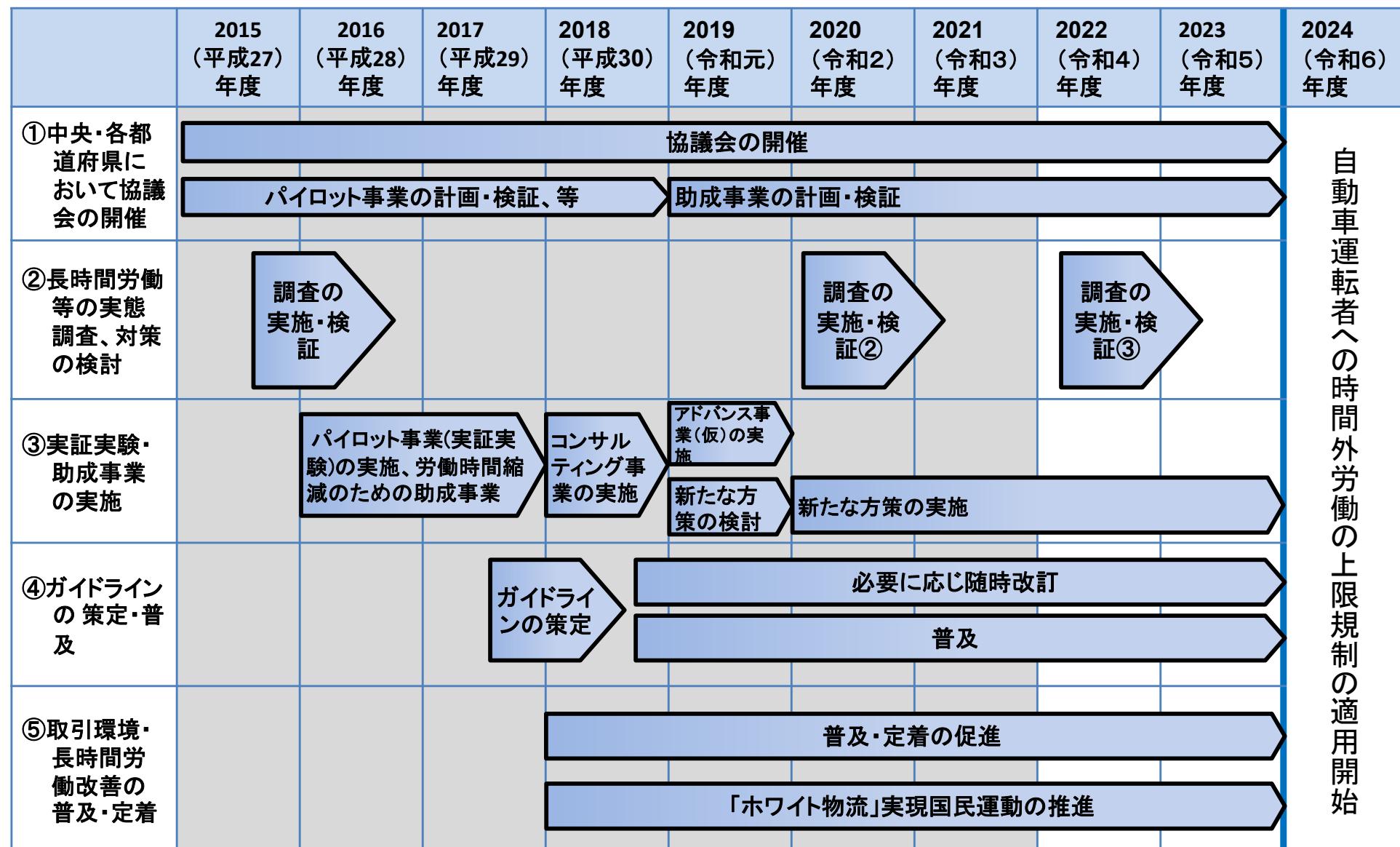
- ・中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備が必要。
- ・トラック業界においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況。
- ・学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関(厚生労働省、国土交通省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業(実証事業)・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって長時間労働の抑制とその定着を図っていく。

平成30年7月6日公布 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律成立

- ・中小企業における割増賃金率(月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上))の猶予措置を廃止。(令和5年4月1日)
- ・改正法施行5年後(令和6年4月1日)に時間外労働の上限規制(年960時間)を適用。
(衆議院附帯決議)
- ・自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。
(参議院附帯決議)
- ・時間外労働時間の上限規制が5年間適用猶予となる自動車運転業務等については、その期間においても時間外労働時間の削減に向けた実効性のある取組を、関係省庁及び関係団体等の連携・協力を強化しつつ推し進めること。
- ・自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。

平成30年11月1日 厚生労働省労働基準局、国土交通省自動車局 課長通達

- ・自動車運転の業務については、令和6年4月1日から時間外労働について年960時間までとする上限規制が適用されること及び平成29年3月28日に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「5年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を協力に推進する。」ことに鑑み、平成31年度以降もロードマップのとおり継続して長時間労働改善にむけた取組を実施していくこと。



※2023(令和5年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ